

平成29年分以降は、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます

次の【送付物が変更となる方】に該当する方は、平成29年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」(※)が送付されることとなります。

【送付物が変更となる方】

申告書等用紙が送付されている方のうち、平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を、右の相談会場にて書面により提出された方

- ・税理士会による無料相談会場
- ・地方公共団体による相談会場
- ・青色申告会、商工会及び商工会議所による相談会場

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがき又は通知書をいいます。なお、「確定申告のお知らせ」が送付される方には、申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等も送付されませんので、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

吉田税務署
☎42-0008

新成人のみなさんへ
20歳になったら国民年金

《国民年金制度》

国民年金は、老後やいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られ、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納め続けることで、老後や病気、ケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに年金を受け取ることができる制度です。

将来の大きな支えになります

国が責任をもって運営するため安定し、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

- ・障害年金…病気や事故で障害が残った時に受け取れます。
- ・遺族年金…加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。
※子については年齢などの条件があります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

○学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

○納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

納付猶予の承認を受けた期間があると、保険料全額納付時に比べ、将来受け取れる老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申し出により後から納めること(追納)ができます。※経過期間によっては加算額が上乗せされる場合があります。

三次年金事務所
☎0824-62-3107

吉田税務署からのお知らせ
平成29年分以降 医療費控除の申告が変わります

医療費の領収書の提出が不要になりました!

税務署へ提出する書類

| 書類の名称等 | 書類の例示等 |
|--|---|
| 医療費控除に関する明細書 | 様式(イメージ)は国税庁ホームページに掲載されています |
| 医療費通知 | 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など ※次の項目が記載された医療費通知に限りです。 ①被保険者等(又はその被扶養者等)の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院・診療所・薬局その他の者の名称 ⑤被保険者等又はその被扶養者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称 |
| 使用証明書など ※提示でも可 | 寝たきりの人のおむつ代費用の場合「おむつ使用証明書」など |
| (セルフメディケーション税制の適用を受ける場合) 健康の保持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類 ※提示でも可 | ・定期健康診断等の結果通知表 ・インフルエンザの予防接種の領収書 など |

自宅等で保存する書類

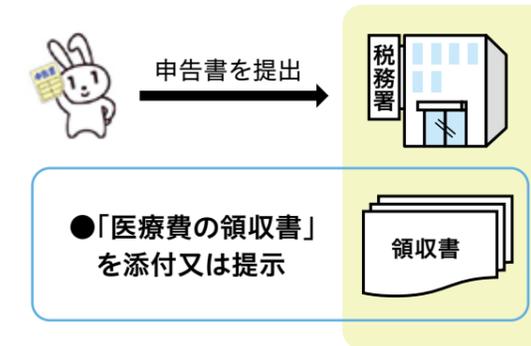
医療費の領収書
※確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。
※「医療費通知」により申告した医療費に係る領収書は「保存不要」です。

適用開始時期

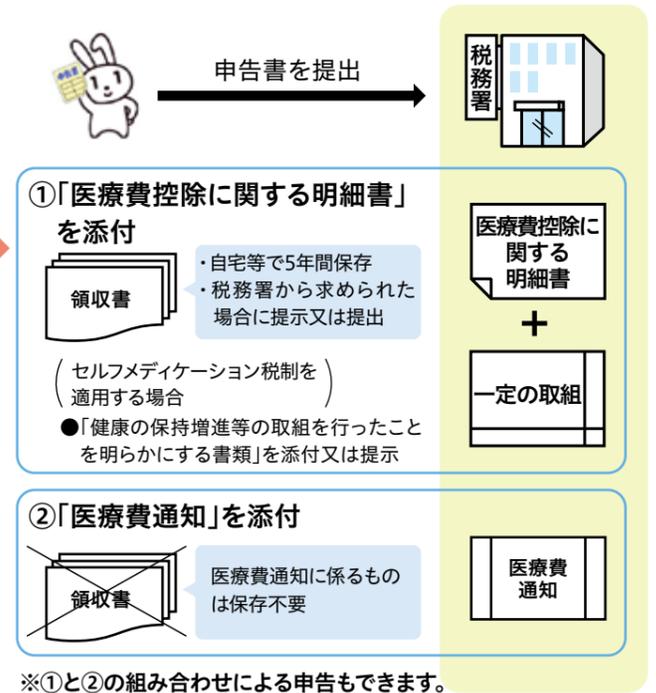
「平成29年分以降の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する時から」となります。

※ただし、平成29年分～平成31年分について、平成28年分以前と同じ方法(医療費の領収書の添付又は提示)による医療費控除の適用もできます。

～平成28年分(従来の手続)



平成29年分～(変更後の手続)



※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

※①と②の組み合わせによる申告もできます。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページ(国税庁ホームページ)www.nta.go.jp ページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です!
作成コーナー 検索
スマートフォン等からも作成ができます。⇒

吉田税務署
☎42-0008